

## 藤沢市窓口業務支援システム選定公募型プロポーザル実施要領

藤沢市窓口業務支援システムの構築及び運用を行うため、次のとおりプロポーザルを実施します。

### 1 目的

藤沢市では、バックオフィスを含めた窓口業務についての業務改革(BPR)とデジタル化によって「書かないワンストップ窓口」を実現し、市民サービスの向上並びに事務効率向上等を図ることを目的として、藤沢市窓口業務支援システムの構築を行うものです。

システムの導入にあたっては、価格のみによる競争では目的を達成することができないため、技術力及び事務処理に関する提案等を点数化し評価する公募型プロポーザルによって、藤沢市窓口業務支援システムの構築及び運用を行う優先交渉権者の選定を行うものとします。

### 2 事業の概要

#### (1) 選考するシステムの名称

藤沢市窓口業務支援システム

#### (2) システム概要及び仕様

別紙1「藤沢市窓口業務支援システム導入に係る仕様書」のとおり

#### (3) 事業期間

契約締結後から2024年(令和6年)3月31日(日)まで

#### (4) システム運用開始時期

2024年(令和6年)3月中旬までに運用開始すること

#### (5) 運用想定期間

運用開始後から2029年(令和11年)3月31日まで

#### (6) 提案限度価格

構築及び運用にかかる経費 合計 96,048,000円(税込)

※システム構築完了及び2024年(令和6年)3月31日までのシステム運用にかかる総費用。ハードウェア費用、構築費用、日本電気株式会社製のCOKAS-i住民記録システム(以下、「住民記録システム」という。)との連携費用、システム運用保守費用及びサービス使用料などその他システム運用に係る経費を含む。なお、住民記録システムとの連携を行う場合、総費用のうち住民記録システム側の構築/連携費用は含まないこと。

※提案限度価格を超えての提案を行った場合は失格とします。

### 3 プロポーザル参加資格要件

- (1) 2023年(令和5年)4月1日時点で人口20万人以上の自治体(ただし、政令指定都市は除く)に対し、構築及び運用を提案する当該システムパッケージを導入(本格稼働)した実績があること。なお、提供可能なシステムパッケージが新製品である場合は、当該新製品の前身であるシステムパッケージの納入実績も含めるものとします。
- (2) 故障等の際に速やかに対応できる体制を整えるため、復旧作業等に従事する者が所属する保守サービス提供拠点から、藤沢市まで公共交通機関または自動車を利用し、通常3時間以内で到着できること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 「かながわ電子入札共同システム」による令和5・6年度競争入札参加資格者名簿の一般委託の営業種目「情報処理業務委託」で藤沢市長から認定を受けていること。ただし、この要件を満たせない場合(指名停止による場合を除く。)は、参加申込書の提出の際に、次に掲げる書類の提出をすることで、参加を認めます。なお、書類の提出がない場合、または書類に不足がある場合は、参加を認めません。
  - ア 決算書(貸借対照表及び損益計算書等)の写し(直近1年分)
  - イ 次に掲げる納税証明書(滞納等の記録がないもので、参加申込書提出日前3ヶ月以内に発行されたもの。なお、税目が該当していても、その税額が0円又は課税されない場合は、その旨がわかる証明書を必要とする。)
    - (ア) 市内に事業所がある場合
      - a 法人税、消費税及び地方消費税  
提出する決算書と同じ年度の納税証明書、もしくは、未納のないことの証明(納税証明その3の3)
      - b 法人市民税  
提出する決算書と同じ年度の納税証明書
      - c 固定資産税(固定資産がない場合は、無資産証明)  
提出する決算書と同じ年度及び翌年度の納期到来分の納税証明書
    - (イ) 市内に事業所がない場合
      - a 法人税、消費税及び地方消費税  
提出する決算書と同じ年度の納税証明書、もしくは、未納のないことの証明(納税証明その3の3)
- (5) 公表日以後に藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている期間がないこと。
- (6) 暴力団員等、暴力団経営支配法人等及び暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者(法人にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が暴力団員等と密接な関係を有するものをいう。)でないこと。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続き開始の申立てをしている者（更生計画の決定を受けている者を除く）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く）でないこと。
- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (9) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）によるプライバシーマークを取得していること。
- (10) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC 27001）認証を取得していること。

#### 4 プロポーザル参加資格喪失

参加資格確認結果通知以後に、上記3プロポーザル参加資格要件の1点でも満たさない項目が認められた若しくは、公正な競争を阻害する行為があったと藤沢市窓口業務支援システム選考委員会（以下「委員会」という。）が認めた者は参加資格を失うものとします。

#### 5 プロポーザル実施スケジュール

スケジュールは次のとおりとします。

項目	日程	提出資料等
実施要領の公表	2023年（令和5年）6月30日（金）	
参加表明書の提出期限	2023年（令和5年）7月13日（木） 17:00まで	参加表明書（様式第1号） 会社概要書（様式第2号）
質問書の提出期限	2023年（令和5年）7月13日（木）	質問書（様式第3号）
質問書への回答 （電子メール）	2023年（令和5年）7月20日（木） 17:00まで	任意様式にて回答
参加資格確認結果通知の発送 （電子メール）	2023年（令和5年）7月20日（木） 17:00まで	参加資格確認結果通知書 （様式第4号・様式第5号）
提案書の提出期限	2023年（令和5年）7月31日（月） 17:00まで	提案書 ・提案書（様式第6-1号・様式第6-2号） ・見積書（様式第7-1号） ・見積内訳書（任意様式） ・年度別積算資料（様式7-2号） ・積算資料・内訳書（任意様式）
第1次審査（書類審査）結果通知	2023年（令和5年）8月8日（火） （予定）	1次審査（書類審査）結果通知書（様式第8号・様式第9号）

第2次審査(デモンストレーション及びプレゼンテーション等)	2023年(令和5年)8月10日(木)	
選定結果の通知	2023年(令和5年)8月15日(火) (予定)	選定結果通知書(様式第10号・様式第11号)
契約締結	2023年(令和5年)9月中旬 (予定)	

## 6 各項目の事務手続き

### (1) 事務の受付及び実施

- ア プロポーザルに係るすべての事務及び受付は次の(2)事務局で行います。
- イ 受付時間等は平日9時から12時、14時から17時までとします。
- ウ プロポーザル内容等についての事前説明会は行いません。

### (2) 事務局

担当課 市民自治部市民窓口センター  
 担当 庶務・システム担当 浅場・井上・田中  
 郵便番号 251-8601  
 住所 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1  
 電話 0466-25-1111 (内線 2541)  
 メールアドレス [fj-mado@city.fujisawa.lg.jp](mailto:fj-mado@city.fujisawa.lg.jp)

### (3) 参加表明書の提出

プロポーザルに参加を希望する者は参加表明書等を次のとおり提出すること。

提出期間 2023年(令和5年)6月30日(金) 9時から  
 2023年(令和5年)7月13日(木) 17時まで(必着)

提出先 事務局

提出方法 (以下のいずれかの方法による)

- ・持参 ※持参する日時を事前に事務局と調整した上で来庁すること。
- ・郵送 (ただし、「特定記録郵便」、「簡易書留」、「書留」いずれかの方法による。)

また、提出後、同内容について電子メールで参加表明書等のPDFデータの提出も行うこと。

提出書類

- ・参加表明書(様式第1号) 1部
- ・会社概要書(様式第2号) 原本1部 写し1部
- 添付資料(会社案内のパンフレット等) 原本1部 写し1部
- ・実績がわかる資料(会社概要書の同種業務実績に記載した契約写しなど) 原本1部 写し1部
- ・一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)によるプライバシー

マークに係る登録証 写し2部

- ・情報セキュリティマネジメントシステム (ISO/IEC 27001) 認証に係る登録証 写し2部

※提出書類は写し含め、モノクロ・カラーどちらでも可

※添付書類についてはコピーで可

※「かながわ電子入札共同システム」による令和5・6年度競争入札参加資格者名簿の一般委託の営業種目「情報処理業務委託」で藤沢市長から認定を受けていない場合は、別途決算書(貸借対照表及び損益計算書等)の写し(直近1年分)及び納税証明書を添付すること

#### (4) 質問の受付及び回答

仕様書等の内容に対する質問がある場合は、質問書を次のとおり提出すること。なお、電話等による質問は受け付けません。

提出期間	2023年(令和5年)7月13日(木)17時まで(必着)
提出先	事務局
提出方法	電子メール(必ず送達確認のため事務局へ上記(1)受付時間に電話で連絡を入れること。添付ファイルで処理し、ファイルサイズは2MB以下で送信すること。)
提出書類	質問書(様式第3号)
回答期限	2023年(令和5年)7月20日(木)17時まで
回答方法	参加者全員に対して参加表明書に記載のメールアドレスに電子メールにて提出されたすべての質問と回答を送信します。なお、回答に対する再質問は受け付けません。

#### (5) 参加資格確認結果通知書の送付

参加表明者に対しては、参加資格要件を確認し、参加資格の有無を参加資格確認結果通知書(様式第4号・様式第5号)により2023年(令和5年)7月20日(木)までに事務局から電子メールにて発送します。参加表明者はこの電子メールを受領した旨の報告を、電子メールにて行うこと。

#### (6) 提案書等の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、提案書を次のとおり提出すること。

提出期限	2023年(令和5年)7月31日(月)17時まで(必着)
提出先	事務局
提出方法	(以下のいずれかの方法による) <ul style="list-style-type: none"><li>・持参 ※持参する日時を事前に事務局と調整した上で来庁すること。</li><li>・郵送 (ただし、「特定記録郵便」、「簡易書留」、「書留」いずれかの方法による。)</li></ul>
提出書類	提案書一式(様式第6-1号、様式第6-2号) 原本1部 写し1部

見積書（様式第7-1号）、内訳書（任意様式） 原本1部 写し1部  
年度別積算資料（様式第7-2号）、積算資料・内訳書（任意様式）

原本1部 写し1部

※提出書類は写しも含め、モノクロ・カラーどちらでも可

提案書及び見積書のPDF データの入ったCD-R 1枚

結果通知 参加表明者に対しては、提案書等に対する第1次審査（書類審査）の結果を、次のとおり電子メールにて通知します。参加表明者はこの電子メールを受領した旨の報告を、電子メールにて行うこと。

通知日 【予定】2023年（令和5年）8月8日（火）

通知方法 第1次審査（書類審査）結果通知書（様式第8号・様式第9号）により通知

#### （7）デモンストレーション、プレゼンテーション及びヒアリングの実施

第1次審査（書類審査）を合格した事業者に対して、第2次審査（デモンストレーション、プレゼンテーション及びヒアリング）を次のとおり行います。詳細については第1次審査（書類審査）を合格した事業者に変更して連絡します。

実施日時 【予定】2023年（令和5年）8月10日（木） 14時

実施場所 【予定】藤沢市役所 本庁舎3階 会議室3-3

出席者 7名以内

※ヒアリングを行うため、システム開発技術者を含むこと。

内容 事前準備 10分

デモンストレーション 20分以内

プレゼンテーション 30分以内

ヒアリング 10分程度

片付け 5分

※プロジェクター及びスクリーンは事務局で準備します。

#### （8）選定結果の通知

第2次審査（デモンストレーション、プレゼンテーション及びヒアリング）実施後、参加表明者に対しては、選定結果を次のとおり電子メールにて通知します。参加表明者はこの電子メールを受領した旨の報告を、電子メールにて行うこと。

通知日 【予定】2023年（令和5年）8月15日（火）

通知方法 選定結果通知書（様式第10号・様式第11号）により通知

### 7 構築及び運用を行う優先交渉権者の選定

#### （1）藤沢市窓口業務支援システム選考委員会

委員会により参加表明者について審査を行い、藤沢市窓口業務支援システム構築及び運用事業者として優先交渉を行う者を選定します。

#### （2）審査方法

- ア 委員会で評価された評価点の合計点により決定します。
- イ 評価については「藤沢市窓口業務支援システム選考委員会審査要領」に基づきます。
- ウ 最高評価点と同点の場合は、見積金額が安価な者から順に優先交渉権者とします。
- エ 委員会は必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができます。
- オ 提出された書類に虚偽の記載があると判明された場合は失格とします。

## 8 提案書の作成要領

### (1) 提案書等の構成

ア 提案書等の提出書類は以下に掲げる書類で構成すること。

- (ア) (様式第6-1号) 提案書表紙(正本)もしくは  
(様式第6-2号) 提案書表紙(写し)

(イ) 提案書

(ウ) (様式第7-1号) 見積書

(エ) (任意様式) 見積内訳書

(オ) (様式第7-2号) 年度別積算資料

(カ) (任意様式) 積算資料・内訳書

イ 提案書等は上記に記載された順に、2穴ファイルに綴り合わせること。

### (2) 提案書

ア 様式

正本については提案書表紙に様式6-1号、副本については提案書表紙に様式6-2号を使用すること。

イ 体裁及びページ数

A4版(両面印刷)とすること。フォントサイズは10.5ポイント以上とすること。表紙、目次を除き、中央下にページ番号を付し、そのページ番号は50ページを上限とすること。

ウ 目次

様式6-1号もしくは様式6-2号の表紙の次に目次を入れること。目次には提案書の中央下に付したページ番号を表示すること。

### (3) 提案書記載項目

本プロポーザルの提案書記載項目は次のとおりとします。提案書の作成にあたっては別紙1「藤沢市窓口業務支援システム構築及び運用に係る仕様書」(以下、「仕様書」という。)及び別紙2「藤沢市窓口業務支援システム構築及び運用に係る事業候補者評価基準」(以下、「評価基準」という。)に留意して提案すること。

また、提案書記載項目で記述する内容は、見積金額に含める内容とすること。ただし、次の「エ 独自提案」のうち、別紙2「評価基準」にある主な評価視点の6-1「・将来的に、提案するシステムが「行政のデジタル化」(デジタル市役所)に貢献する提案が示

されているか。」に係る提案についてのみ、見積金額に含めない内容であることを明記した場合には、見積金額に含めない記載を認めます。

#### ア 業務実施方針及び手法について

(ア) 仕様書「1 事業概要」(1)～(3)に対する開発方針

(イ) 仕様書「2 支援システム構築・運用にあたり藤沢市が重視する点について」(1)～(3)の要求に対する取り組み

(ウ) 実施体制・計画

(エ) システム構成

(オ) 非機能要件

(カ) システム運用・保守

#### イ システム要件

#### ウ 関係法令等の制定及び改廃への対応について

#### エ 独自提案について

### 9 見積書

- (1) 見積書については、藤沢市窓口業務支援システム構築業務委託として見積書(様式第7-1号)により調達費用全体の金額を記載すること。また、見積内訳書(様式任意)を別途作成し、「開発/構築費」、「ハードウェア調達費」、「システム利用料」等が具体的にわかるようにすること。
- (2) 見積金額は、2024年(令和6年)3月31日までの構築及び運用に係る総額(税込)とします。
- (3) 見積金額が提案限度価格を超えた提案者は失格とします。

### 10 年度別積算資料

- (1) 藤沢市窓口業務支援システムの運用に係る令和6年度から令和10年度までの費用を年度別積算資料(様式第7-2号)により金額を記載すること。また、積算資料・内訳書(様式任意)を別途作成し、「ソフトウェア保守料」、「ハードウェア保守料」等が具体的にわかるようにすること。
- (2) 年度別・積算資料の金額及び内訳は、提案書提出時における予定のものとします。また、「ソフトウェア保守料」に含まれない、関係法令等の制定及び改廃に伴う改修費用については別途支払うものとします。

### 11 参加表明者の選考と審査

別紙2「評価基準」のとおり

### 12 優先交渉権者の決定



- (1) 評価点の最も高いかつ評価点が満点の6割以上である者を、構築及び運用に係る優先交渉権者として協議に入ります。
- (2) 優先交渉権者との協議の中、やむを得ない理由等により、システム開発をできない等の場合は、委員会で評価された次点者を優先交渉権者として繰り上げ、協議を行います。
- (3) 優先交渉権は、選定結果通知書（様式第10号、様式第11号）の送付により効力を発生させます。
- (4) 優先交渉権の効力を発生させた後に、上記3プロポーザル参加資格要件の1点でも満たさない項目が認められた若しくは、公正な競争を阻害する行為があったと委員会が認めた者はその資格を失うものとします。

### 1.3 契約について

優先交渉権者に決定した事業者は、市と契約内容や仕様等についての協議が整った後に、藤沢市契約規則等の関係法令に基づき構築及び運用に係る契約を締結します。

令和6年度以降の運用及び保守等に係る契約については、令和5年度の構築及び運用等に係る契約を締結した後に、別途締結する予定です。

### 1.4 プロポーザルの延期等

本プロポーザルが公正に執行することができない状態にあると委員会が認めたときは、本プロポーザルを延期または中止することがあります。なお、延期または中止した場合においても、参加に要した費用については参加者の負担とします。

### 1.5 その他留意事項

- (1) 参加表明書等及び提案書等の提出書類に不備があった者、又は提出期限に遅れた者は失格とします。
- (2) 本プロポーザル参加に要する費用はすべて参加者の負担とします。
- (3) 提出された書類は返却しません。
- (4) 業務上知り得た秘密は他に漏らさないでください。
- (5) 藤沢市が提供若しくは貸与した資料等は本プロポーザル以外に使用することはできません。
- (6) 提案書の提出は1者につき1案とします。
- (7) 書類の差替、追加等は認めません。
- (8) 参加表明書、提案書等の提出の後に、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、事務局まで申し出ること。
- (9) 審査に係る電話等による問い合わせには応じません。
- (10) 審査に対する異議を申し立てることはできません。
- (11) 提案された書類のすべての著作権（著作権法第27条及び第28条を含む。）は藤沢

市に帰属します。

- (12) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。
- (13) 情報公開請求があった場合、本提案に係る提案書等について公開となり得る場合があります。

以 上